

福岡県医発第604号(地)
平成21年 6月22日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等について
(出産育児一時金等)

出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令等において所要の改正を行い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に対して、出産育児一時金の支給額を4万円引き上げること、それに伴う「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」の実施等について、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、本通知の改正内容について、貴会会員各位への周知方ご高配賜われますようお願い申し上げます。

なお、下記はその概要ですが、詳細につきましては、別紙をご参照ください。

記

1. 健康保険法施行令の一部改正について

今回の改正により、健康保険法施行令第36条により「35万円」と規定されている出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間は、「39万円」とするものであります。(産科医療補償制度に加入している医療機関における分娩の場合は、これに3万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算する。)

なお、平成23年4月1日以降の対応につきましては、妊産婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方及び費用負担のあり方について、引き続き検討を行い所要の措置を講ずる予定としております。

2. 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度について

緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環として、被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」を平成21年10月1日より、支給額の引き上げと併せて実施することとなり、平成21年5月29日付の厚生労働省保険局長通知「出産育児一時金等の医療機関等への直接支

払制度の取扱いについて（保発第0529005号）」における『「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱』に基づき運用されることとなります。

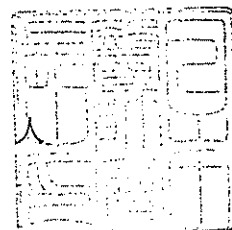
さらに、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の実施に伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正が行われ、『「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱』に基づき直接支払制度を利用する者に関する診療報酬請求であって、かつ、実施要領に定める専用請求書中「一部負担金等」の欄に記入する金額の一部又は全部に相当する診療報酬請求である場合には、「特記事項」欄に「出産」と記載することとして、以下表のとおり追加されることとなります。

コード	略号	内 容
25	出産	平成21年5月29日保発第0529005号から第0529010号までにより定める「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」に基づき、直接支払制度を利用する者の出産に係る診療報酬請求である場合

日医発第247号(保58)
平成21年6月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤 祥



健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等について(出産育児一時金等)

出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令等において所要の改正を行い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に対して、出産育児一時金の支給額を4万円引き上げることとなりました。

今回の改正により、健康保険法施行令第36条により「35万円」と規定されている出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間は、「39万円」とするものであります。(産科医療補償制度に加入している医療機関における分娩の場合は、これに3万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算する。)

なお、平成23年4月1日以降の対応につきましては、妊産婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方及び費用負担のあり方について、引き続き検討を行い所要の措置を講ずる予定としております。

また、緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環として、被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」を平成21年10月1日より、支給額の引き上げと併せて実施することとなり、平成21年5月29日付の厚生労働省保険局長通知「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて(保発第0529005号)」における『「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱』に基づき運用されることとなります。(詳細につきましては、添付資料をご参照ください。)

さらに、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の実施に伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正が行われ、『「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱』に基づき直接支払制度を利用する者に関する診療報酬請求であって、かつ、実施要領に定める専用請求書中「一部負担金等」の欄に記入する金額の一部又は全部に相当する診療報酬請求である場合には、「特記事項」欄に「出産」と記載することとして、

コード	略号	内 容
25	出産	平成21年5月29日保発第0529005号から第0529010号までにより定める「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」に基づき、直接支払制度を利用する者の出産に係る診療報酬請求である場合

が追加されることとなります。(詳細につきましては、別添資料をご参照ください。)

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。



〈添付資料〉

- ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等について
(平 21. 5. 22 保発第 0522003～0522006 号 厚生労働省保険局長)
- ・出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて
(平 21. 5. 29 保発第 0529005～0529008 号 厚生労働省保険局長)
- ・「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について
(平 21. 5. 29 保医発第 0529002 号 厚生労働省保険局医療課長)

保発第0522003号
平成21年5月22日

社会保険庁運営部長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号。以下「令」という。）が本日公布され、施行されたところである。

この政令改正は、本年10月1日から開始を予定している出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度と一体の、緊急の少子化対策としての措置である。これら措置の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用にあたっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。なお、今回の取扱いについて、被保険者等に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

記

第一 政令改正の趣旨

本令は、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等において所要の改正を行い、出産育児一時金等の支給額を、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げるものである。

第二 政令改正の具体的内容

1 健康保険法施行令の一部改正（令第1条関係）

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額を規定する健康保険法施行令第36条の規定中、本年10月1日から平成23年3月31日までの間は、「35万円」とあるのは、「39万円」とすること。同条ただし書の規定に基づき原則3万円の加算が行われる出産である場合、支給額の総額は42万円となるものであること。

2 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正（令第2条関係）
上記1の改正に準じた改正を行うこと。

3 その他関係政令の一部改正（令第3条から第5条まで関係）

私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）につき、上記の1の改正に準じた改正を行うこと。

第三 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の創設について

このたびの緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環として、被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」を、本年10月1日からの支給額の引上げと併せ実施することとする。

実施に当たっては、別途通知する実施要綱に基づき、制度の運用に遺憾なきを期されたい。なお、厚生労働省においてリーフレット等の作成や、妊婦健診制度と出産育児一時金制度が一連の少子化対策に資する制度であることに着目し、母子健康手帳に貼付することができる周知広報用シールを作成する等、両制度主管部局間で連携した周知広報を予定しているところである。貴職におかれても、被保険者等に対する周知広報について、特段の御配慮をお願いしたい。

第四 出産育児一時金等の今後の在り方についての検討

第二及び第三における緊急的な対応策は、ともに平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の暫定的な措置であるが、平成23年4月1日以降の出産育児一時金制度については、妊産婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方及び費用負担のあり方について引き続き検討を行い、検討結果に基づき所要の措置を講ずることを予定しているものである。

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号。以下「令」という。）が本日公布され、施行されたところである。

この政令改正は、本年10月1日から開始を予定している出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度と一体の、緊急の少子化対策としての措置である。これら措置の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、保険者の指導にあたっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

第一 政令改正の趣旨

本令は、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等において所要の改正を行い、出産育児一時金等の支給額を、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げるものである。

第二 政令改正の具体的内容

1 健康保険法施行令の一部改正（令第1条関係）

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額を規定する健康保険法施行令第36条の規定中、本年10月1日から平成23年3月31日までの間は、「35万円」とあるのは、「39万円」とすること。同条ただし書の規定に基づき原則3万円の加算が行われる出産である場合、支給額の総額は42万円となるものであること。

2 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正（令第2条関係）

上記１の改正に準じた改正を行うこと。

３ その他関係政令の一部改正（令第３条から第５条まで関係）

私立学校教職員共済法施行令（昭和２８年政令第４２５号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和３３年政令第２０７号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和３７年政令第３５２号）につき、上記の１の改正に準じた改正を行うこと。

第三 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の創設について

このたびの緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環として、被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」を、本年１０月１日からの支給額の引上げと併せ実施することとする。

実施に当たっては、別途通知する実施要綱に基づき、制度の運用に遺憾なきを期されたい。なお、厚生労働省においてリーフレット等の作成や、妊婦健診制度と出産育児一時金制度が一連の少子化対策に資する制度であることに着目し、母子健康手帳に貼付することができる周知広報用シールを作成する等、両制度主管部局間で連携した周知広報を予定しているところである。

第四 出産育児一時金等の今後の在り方についての検討

第二及び第三における緊急的な対応策は、ともに平成２１年１０月１日から平成２３年３月３１日までの間の暫定的な措置であるが、平成２３年４月１日以降の出産育児一時金制度については、妊産婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方及び費用負担のあり方について引き続き検討を行い、検討結果に基づき所要の措置を講ずることを予定しているものである。

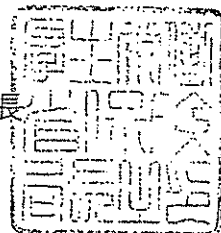


保発第0522005号

平成21年5月22日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号）が本日公布、施行されたところである。

この政令改正は、本年10月1日から開始を予定している出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度と一体の緊急の少子化対策としての措置であるが、その趣旨及び主要内容並びに留意点は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知徹底を図られたい。

なお、本通知については、雇用均等・児童家庭局と調整済みであることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨及び内容並びに留意点

本改正は、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等に規定する出産育児一時金等の支給額を、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げるものであること。

国民健康保険の保険者においても、当該改正の趣旨及び内容を踏まえ、適切に対応すること。

第二 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の創設

このたびの緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環として、被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」を、本年10月1日からの支給額の引上げと併せ実施することとする。

実施に当たっては、別途通知する実施要綱に基づき、制度の運用に遺憾なきを期されたいこと。なお、厚生労働省においてリーフレットや、母子健康手帳に貼付することができる周知広報用シールの作成等を予定しているところであること。

また、今般の出産育児一時金制度の見直しと妊婦健診制度の公費負担の拡充は、一連の少子化対策として行われるものであるため、市町村の国民健康保険担当部局・母子保健担当部局で相互に連携した周知広報を行うこと。

第三 出産育児一時金等の今後の在り方についての検討

第一及び第二における緊急的な対応策は、ともに平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の暫定的な措置であるが、平成23年4月1日以降の出産育児一時金制度については、妊産婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方及び費用負担のあり方について引き続き検討を行い、検討結果に基づき所要の措置を講ずることを予定しているものであること。

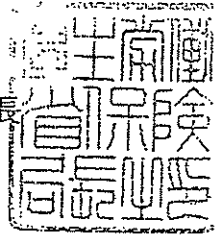


保発第0522006号

平成21年5月22日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長



健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号。以下「令」という。）が本日公布され、施行されたところである。

この政令改正は、本年10月1日から開始を予定している出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度と一体の、緊急の少子化対策としての措置である。これら措置の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用にあたっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。なお、今回の取扱いについて、被保険者等に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

記

第一 政令改正の趣旨

本令は、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等において所要の改正を行い、出産育児一時金等の支給額を、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げるものである。

第二 政令改正の具体的内容

1 健康保険法施行令の一部改正（令第1条関係）

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額を規定する健康保険法施行令第36条の規定中、本年10月1日から平成23年3月31日までの間は、「35万円」とあるのは、「39万円」とすること。同条ただし書の規定に基づき原則3万円の加算が行われる出産である場合、支給額の総額は42万円となるものであること。

2 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正（令第2条関係）

上記１の改正に準じた改正を行うこと。

３ その他関係政令の一部改正（令第３条から第５条まで関係）

私立学校教職員共済法施行令（昭和２８年政令第４２５号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和３３年政令第２０７号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和３７年政令第３５２号）につき、上記の１の改正に準じた改正を行うこと。

第三 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の創設について

このたびの緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環として、被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」を、本年１０月１日からの支給額の引上げと併せ実施することとする。

実施に当たっては、別途通知する実施要綱に基づき、制度の運用に遺憾なきを期されたい。なお、厚生労働省においてリーフレット等の作成や、妊婦健診制度と出産育児一時金制度が一連の少子化対策に資する制度であることに着目し、母子健康手帳に貼付することができる周知広報用シールを作成する等、両制度主管部局間で連携した周知広報を予定しているところである。貴職におかれても、被保険者等に対する周知広報について、特段の御配慮をお願いしたい。

第四 出産育児一時金等の今後の在り方についての検討

第二及び第三における緊急的な対応策は、ともに平成２１年１０月１日から平成２３年３月３１日までの間の暫定的な措置であるが、平成２３年４月１日以降の出産育児一時金制度については、妊産婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方及び費用負担のあり方について引き続き検討を行い、検討結果に基づき所要の措置を講ずることを予定しているものである。



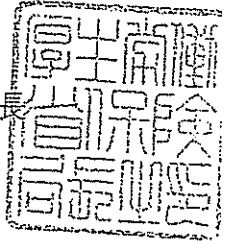
保発第0522006号

平成21年5月22日

健康保険組合理事長

殿

厚生労働省保険局長



健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号。以下「令」という。）が本日公布され、施行されたところである。

この政令改正は、本年10月1日から開始を予定している出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度と一体の、緊急の少子化対策としての措置である。これら措置の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用にあたっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。なお、今回の取扱いについて、被保険者等に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

記

第一 政令改正の趣旨

本令は、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等において所要の改正を行い、出産育児一時金等の支給額を、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げるものである。

第二 政令改正の具体的内容

1 健康保険法施行令の一部改正（令第1条関係）

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額を規定する健康保険法施行令第36条の規定中、本年10月1日から平成23年3月31日までの間は、「35万円」とあるのは、「39万円」とすること。同条ただし書の規定に基づき原則3万円の加算が行われる出産である場合、支給額の総額は42万円となるものであること。

2 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正（令第2条関係）

上記１の改正に準じた改正を行うこと。

３ その他関係政令の一部改正（令第３条から第５条まで関係）

私立学校教職員共済法施行令（昭和２８年政令第４２５号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和３３年政令第２０７号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和３７年政令第３５２号）につき、上記の１の改正に準じた改正を行うこと。

第三 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の創設について

このたびの緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環として、被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」を、本年１０月１日からの支給額の引上げと併せ実施することとする。

実施に当たっては、別途通知する実施要綱に基づき、制度の運用に遺憾なきを期されたい。なお、厚生労働省においてリーフレット等の作成や、妊婦健診制度と出産育児一時金制度が一連の少子化対策に資する制度であることに着目し、母子健康手帳に貼付することができる周知広報用シールを作成する等、両制度主管部局間で連携した周知広報を予定しているところである。貴職におかれても、被保険者等に対する周知広報について、特段の御配慮をお願いしたい。

第四 出産育児一時金等の今後の在り方についての検討

第二及び第三における緊急的な対応策は、ともに平成２１年１０月１日から平成２３年３月３１日までの間の暫定的な措置であるが、平成２３年４月１日以降の出産育児一時金制度については、妊産婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方及び費用負担のあり方について引き続き検討を行い、検討結果に基づき所要の措置を講ずることを予定しているものである。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年五月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第百三十九号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令
内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百一条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十二条第一項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（これらの規定を私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第五十二号）第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

（平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金等に関する経過措置）

第七条 被保険者若しくは日雇特別被保険者若しくはこれらの者であつた者又は被扶養者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出生したときに支給する出産育児一時金又は家族出産育児一時金についての第三十六条の規定の適用については、同条中「三十五万円」とあるのは「三十九万円」とする。

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

（平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の分べんに係る出産育児一時金等に関する経過措置）

第七条 被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に分べんしたときに支給する出産育児一時金又は家族出産育児一時金についての第三十二条の規定の適用については、同条中「三十五万円」とあるのは「三十九万円」とする。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第三条 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の表以外の部分中「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の七中「第六十一条第一項」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第三十四条の五の次に次の一条を加える。

（平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産費等に関する経過措置）

第三十四条の六 組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出生したときに支給する出産費又は家族出産費についての第十一条の三の七の規定の適用については、同条中「三十五万円」とあるのは「三十九万円」とする。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の四中「第六十三条第一項」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第七十五条の二の次に次の一条を加える。

(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産費等に関する経過措置)

第七十五条の三 組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産費又は家族出産費については、同条中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣	鳩山 邦夫
財務大臣	与謝野 馨
文部科学大臣	塩谷 立
厚生労働大臣	舩添 要一
内閣総理大臣	麻生 太郎

保発第0529005号
平成21年5月29日

社会保険庁運営部長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号）が平成21年5月22日に公布され、出産育児一時金等の支給額が、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産について4万円引き上げることとされたところであるが、それに併せて、別添のとおり「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」を定め、本年10月1日より実施することとしたので、貴管下の被保険者等への周知等につき御配慮願いたい。

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱

第1 趣旨

これまで、出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）については、原則として出産後に被保険者等（健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は国民健康保険の世帯主若しくは組合員をいう。以下同じ。）が保険者に申請し、支給される仕組みであったため、一時的に被保険者等が多額の現金を用意する必要が生じていたところであるが、緊急の少子化対策の一環として、安心して出産できる環境を整備するという観点から、その支給方法を見直し、被保険者等が病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）との間に、出産育児一時金等の支給申請及び受取に係る代理契約を締結の上、出産育児一時金等の額を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等の支給申請及び受取を直接保険者で行うことにより、被保険者等があらかじめまとめた現金を用意した上で医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るものである。

第2 直接支払制度の運用方法

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下単に「直接支払制度」という。）は、次の2～4に掲げる事務を関係者（医療機関等、支払機関（国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）をいう。以下同じ。）及び保険者）が実施することを通じ、当該医療機関等から被保険者等又はその被扶養者（国民健康保険の世帯主及び組合員以外の被保険者を含む。以下同じ。）に対し請求される出産費用について、保険者が当該医療機関等に対し出産育児一時金等を直接支払うことをその内容とする。

1 対象者

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金等の受給権を有する被保険者等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に規定する助産施設において助産の実施を受ける者を除く。）を対象とする。

2 出産を取り扱う医療機関等における事務

(1) 申請・受取に係る代理契約の締結等

医療機関等は、被保険者等又はその被扶養者の出産に関し、当該医療機関等を退院（医師又は助産師の往診による出産の場合にあっては、その医学的管理を離れるときをいう。以下同じ。）するまでの間に、直接支払制度について被保険者等又はその被扶養者に十分に説明した上で、直接支払制度を活用するか意思確認をする。

確認に当たっては、次の①～④に掲げる旨について書面により被保険者等の合意を得るものとする。当該書面は2通作成するものとし、1通は被保険者等又はその被扶養者に手交し、1通は医療機関等において保管する。（医療機関等における保管

期間は、出産育児一時金等の請求に係る消滅時効に照らし、出産日から最低でも2年とする。)

- ① 保険者に対し、被保険者等の名において出産育児一時金等の申請を無償で代わって行う旨並びに申請先となる保険者の名称
- ② 保険者が被保険者等に対して支給する出産育児一時金等の額（42万円（財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。以下「加算対象出産」という。）でない場合にあっては39万円））を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取る旨及び出産育児一時金等の額を超えた出産費用については、別途被保険者等又はその被扶養者が医療機関等の窓口で支払う必要がある旨
- ③ 医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取った額の範囲で、保険者から被保険者等へ出産育児一時金等の支給があったものとみなされる旨
- ④ 現金等で出産費用を医療機関等に即時支払う等の理由により直接支払制度を利用せず、被保険者等が別途従来どおりの方法で出産育児一時金等の支給申請を行うことは、法令上妨げられるものでない旨

なお、被保険者等又はその被扶養者の転院等により、契約を締結した医療機関等において出産がなされなかった場合においては、当該代理契約は無効となり、当該医療機関等は直接支払制度の活用ができない。転院等する先の医療機関等において、直接支払制度の活用を希望する場合は、新たに代理契約を締結する必要がある。

(2) 入退院時の事務

① 被保険者証の窓口提示等

入院（医師又は助産師の往診による出産の場合にあっては、その医学的管理に入るときをいう。以下同じ。）する際に、被保険者証（日雇特例被保険者の受給資格者票又は特別療養費受給票若しくは国民健康保険被保険者資格証明書を含む。以下同じ。）の提示を求めること。

なお、健康保険法（大正11年法律第70号）第106条等の規定に基づき、既に資格を喪失した健康保険等からの出産育児一時金等の支給を希望する者については、現在加入する保険者から発行された被保険者証に併せて別途定める資格喪失等を証明する書類の提示を求めること。

保険医療機関にあっては、妊婦健診などの際の医師の判断により、異常分娩（分娩に係る異常が発生し、鉗子娩出術、吸引娩出術、帝王切開術等の産科手術又は処置等が行われるものをいう。以下同じ。）により、入院、産科手術等が療養の給付（家族療養費を含む。以下同じ。）の対象となる可能性が高いと認められる場合にあっては、あらかじめ被保険者等又はその被扶養者に対し、加入する保険者から限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証を含む。以下同じ。）を入手するよう勧奨されたいこと。また、入院した後に療養の給付

の対象となった場合にあっては、退院時までこれを入手するよう勧奨されたいこと。

② 費用の内訳を記した明細書の交付等

直接支払制度を用いる医療機関等は、要した出産費用について、42万円（加算対象出産でない場合にあっては39万円）を上回るときに限り、当該上回った額について被保険者等又はその被扶養者に退院時に請求する。なお、直接支払制度の利用を希望しなかった被保険者等又はその被扶養者については、医療機関等において出産費用全額の支払いを求めることになる。

要した出産費用については、次のa)～j)に掲げる費用の内訳及びこれに付随するⅠ)及びⅡ)を明らかにした明細書を、退院時に被保険者等又はその被扶養者に手交するものとする。また、当該明細書においては、

- ・ 入院実日数
 - ・ 直接支払制度を用いた場合には別紙に定める出産育児一時金代理申請・受取請求書（以下「専用請求書」という。）の内容と相違ない旨
 - ・ 直接支払制度を用いていない場合には直接支払制度を用いていない旨
- を併せて記載するものとする。
- a) 入院料…妊婦に係る室料、食事料。保険診療に係る入院基本料及び入院時食事療養費はこれに含まれない。
 - b) 室料差額…妊婦の選定により、差額が必要な室に入院した場合の当該差額。
 - c) 分娩介助料…異常分娩時の医師等による介助その他の費用。正常分娩時には「－」（ハイフン）とする。
 - d) 分娩料…正常分娩（分娩が療養の給付の対象とならなかった場合）の、医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料。異常分娩時には「－」（ハイフン）とする。
 - e) 新生児管理保育料…新生児に係る管理・保育に要した費用をいい、新生児に係る検査・薬剤・処置・手当に要した相当費用を含める。新生児について療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
 - f) 検査・薬剤料…妊婦（産褥期も含む。）に係る検査・薬剤料をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
 - g) 処置・手当料…妊婦（産褥期も含む。）に係る医学的処置や乳房ケア、産褥指導等の手当に要した費用をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
 - h) 産科医療補償制度…産科医療補償制度の掛金相当費用をいう。
 - i) その他…文書料、材料費及び医療外費用（お祝い膳等）等、a)～h)に含まれない費用をいう。
 - j) 一部負担金等…異常分娩となった場合の一部負担金及び入院時食事療養費の食事療養標準負担額をいう。被保険者等又はその被扶養者より限度額

適用認定証の提示があった場合は、「一部負担金等」として現に窓口で請求することとなる額を記載するものとする。

- I) 妊婦合計負担額…直接支払制度の活用の有無にかかわらず、実際に被保険者等又はその被扶養者に請求することとなる実費をいう。
- II) 代理受取額…直接支払制度により、被保険者等が加入する保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。実費が42万円（加算対象出産でない場合、39万円）の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、超えた場合には42万円又は39万円が記載額となる。

③ 専用請求書の支払機関への提出等

直接支払制度を用いる医療機関等は、専用請求書により、原則として被保険者等の加入する保険者ごとに所定事項を記載の上、保険者から支払事務の委託を受けた支払機関に対し、出産後退院した日の属する月の翌月10日までに到達するよう提出する。ただし、一部負担金等との突合の必要性がない正常分娩について退院した日の属する月の10日までに専用請求書を作成できるときは、退院した日の属する月の10日（平成21年10月10日を除く。）までに到達するよう提出することができる。

専用請求書の提出は、光ディスク等によるCSV情報又は紙媒体とする。光ディスク等による提出等に必要な記録条件仕様等は、別に示す。

提出先となる支払機関は、被保険者等の加入する保険者の種別及び正常分娩か異常分娩の別に応じ、次のとおりとする。

- i) 被保険者等の加入する保険が国民健康保険である場合…正常分娩、異常分娩の別を問わず、医療機関等所在地の国保連に提出する。
- ii-a) 被保険者等の加入する保険が国民健康保険以外であり、正常分娩である場合…医療機関等所在地の国保連に提出する。
- ii-b) 被保険者等の加入する保険が国民健康保険以外であり、異常分娩である場合…医療機関等所在地の支払基金に提出する。

3 支払機関における事務

(1) 保険者との支払業務委託契約の締結

支払機関は、各保険者と直接支払に係る業務委託契約を締結する。

(2) 専用請求書に係る支給要件等確認事務

保険者から支払事務の委託を受けた支払機関は、各医療機関等から提出された専用請求書について、出産数、在胎週数等記載事項の確認を行い、請求額等が適正か否かの確認作業を保険者に代わり行う。

専用請求書の記載内容について支払機関は審査を行うものでなく、記載内容に不備があった場合は、医療機関等に返戻することとなる。

(3) 保険者への請求及び医療機関等への支払事務

支払機関は、(2)の事務に係るとりまとめを行った上で、各保険者に出産育児一時金等の医療機関等への支払いに要する費用の請求を、保険者の体制に応じ、紙媒体又は光ディスク等媒体の送付を通じて行う。

異常分娩に係る専用請求書に係る保険医療機関への支払いは、一部負担金等との突合の必要性等から診療報酬に準じて保険者への請求及び保険医療機関への支払いを行うが、専用請求書の確認等のみで適正な支払を行うことができる正常分娩については、保険者への請求は医療機関等から専用請求書の提出があった月の20日頃、医療機関等への支払いはその翌月の5日頃を目処に行うものとする。

4 保険者における事務

(1) 支払機関からの請求に対する支払い等

支払機関に対し支払事務の委託をした保険者は、3(2)に記すところによりなされる支払機関からの請求について、その内容を確認の上、異常分娩に係る支払いは診療報酬に準じて、正常分娩に係る支払いは支払機関から請求のあった月の末日頃を目処に、それぞれ支払機関に行うものとする。

(2) 医療機関等からの請求額が出産育児一時金等として支給すべき額未満である場合の被保険者等への支払い等

医療機関等が請求した代理受取額が、42万円（加算対象出産でない場合にあっては39万円）未満の場合、これらの額と代理受取額の差額を被保険者等に対し支払うものとする。

この場合において保険者は、被保険者等に対し、差額の支給申請ができる旨のお知らせを、出産育児一時金等の支給決定通知書に併記するなどの方法により、確実に行うものとする。

なお、差額の支給に当たっては、支払機関より送付される請求明細や専用請求書等を確認することが必須となるが、直接支払制度においては、専用請求書等が保険者に到達するのが出産月から1～2ヶ月後とならざるを得ないため、被保険者等の経済的負担を軽減する現金給付である制度趣旨に照らし、2(2)②に規定する明細書等により、直接支払制度を利用していること及び出産にかかった実費が確認できた場合は、専用請求書の到達を待たずとも、必要に応じ差額の振込先を記した書面の提出を求めること等を通じ、当該差額を被保険者等に早期支給するものとする。

(3) 直接支払制度を利用しなかった被保険者等への対応

直接支払制度を利用しなかった被保険者等に係る出産育児一時金等の支給については、従来の方法により、被保険者等からの申請に基づき支給を行うものとする。

なお、直接支払制度を利用したにもかかわらず、被保険者等が、同一又は他の

保険者に対し従来の方法により出産育児一時金等の支給を重複して申請すること等が考えられるが、出産育児一時金等の早期支給及び二重給付の防止を図る観点から、従来の方法により出産育児一時金等の支給を申請する被保険者等が、既に直接支払制度を利用していないか又は他の保険者に対して重複申請をしていないかを保険者において判断することが可能となるよう、従来の方法による支給申請書に、２（１）に掲げる書面及び２（２）②に規定する明細書を添付するよう、関係省令の整備を行う予定である。保険者は、これらの書類の確認により、適正な保険給付に努められたい。

また、保険者独自の付加給付等、出産を要件とした４２万円を超える給付を行っている場合にあつては、当該超える給付に係る専用の申請書を設ける等、保険者の実情に応じ所要の体制整備を図られたい。

第３ その他留意事項

- 1 異常分娩に係る出産費用に関し、支払機関において専用請求書に記載された「一部負担金等」記載額との突合を行う必要があるため、直接支払制度を活用する保険医療機関は、当該異常分娩に係る診療報酬明細書について、特記事項に「２５出産」と記載して支払機関に提出すること。なお、これに伴う関係通知の改正については、別途通知する。

なお、この措置は、レセプトのオンラインによる請求が普及し、異常分娩か否かの識別が診療行為コードの確認を通じて特記事項なしで判断できるようになるまでの暫定的措置である。

- 2 「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」（平成１８年８月３０日保保発第0830003号）は、本年９月３０日をもって廃止する。これに伴う経過措置その他の事項については、別途通知する。
- 3 福祉事業として実施されている出産のために必要な費用に係る資金の貸付けを行っている保険者に対し、被保険者等より貸付けの申込みがあった場合には、直接支払制度の活用の周知・勧奨、被保険者又はその被扶養者が出産を予定している医療機関等への必要な照会等、被保険者等の個別の実情に応じた対応をされたい。
- 4 助産の実施を決定した都道府県又は市町村は、助産施設に出産育児一時金等の直接支払制度の活用はできない旨を連絡するとともに、被保険者等が加入する保険者に対しても、当該被保険者又はその被扶養者が助産の実施を受けるため、助産施設から直接支払制度による請求はできず、被保険者等から従来の方法により申請がなされる旨を連絡するなど、配慮されたい。

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長

（公印省略）

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて

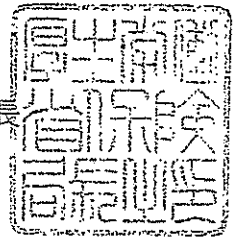
健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号）が平成21年5月22日に公布され、出産育児一時金等の支給額が、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産について4万円引き上げることとされたところであるが、それに併せて、別添のとおり「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」を定め、本年10月1日より実施することとしたので、被保険者の指導に当たって御配慮願いたい。



保発第0529007号
平成21年5月29日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号）が平成21年5月22日に公布され、出産育児一時金等の支給額が、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産について4万円引き上げることとされたところであるが、それに併せて、別添のとおり「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」を定め、本年10月1日より実施することとしたので、その旨御了知の上、貴管下保険者及び関係団体への周知等につき御配慮願いたい。

なお、本通知については、雇用均等・児童家庭局と調整済みであることを申し添える。

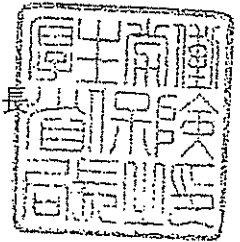


保発第0529008号

平成21年5月29日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長



出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号）が平成21年5月22日に公布され、出産育児一時金等の支給額が、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産について4万円引き上げることとされたところであるが、それに併せて、別添のとおり「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」を定め、本年10月1日より実施することとしたので、貴管下の被保険者等への周知等につき御配慮願いたい。



保発第0529008号

平成21年5月29日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長



出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号）が平成21年5月22日に公布され、出産育児一時金等の支給額が、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産について4万円引き上げることとされたところであるが、それに併せて、別添のとおり「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」を定め、本年10月1日より実施することとしたので、貴管下の被保険者等への周知等につき御配慮願いたい。

【参考資料】

- 出産育児一時金等 医療機関等への直接支払制度の事務フロー概要
- 出産育児一時金等の直接支払制度における医療機関等への入金について
- 各病院等の入院予約時などに妊婦と交わす直接支払制度合意文書の例（参考）

出産育児一時金等 医療機関等への直接支払制度の事務フロー概要

⑧明細書(差額分ある時)や
付加給付支給申請書提出



② 出産

被保険者等

③ 専用請求書と同一内容である旨
(直接払いを用いていない場合はその旨)
を記した明細書の交付

① 保険証等の提示・入院

・42万未満で安く収まった場合等、被保険者等に支払うべき差額がある場合には医療機関等から交付された明細書等を保険者に提出。保険者が専用請求書を追って受理すると見込まれる場合は、差額を早期支給する。

・保険者独自の付加給付については、保険者の定めるところにより償還払い。

・入院時に「保険証」及び「高額療養費の限度額適用認定証」(妊婦健診等でリスクが判明した場合等)を医療機関等の窓口へ提示。

・直接払いを希望しない場合や海外出産の場合等は、償還払いとなり、保険者窓口にて一時金の請求を行う。



保険者

支払事務を委託

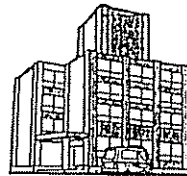
⑤費用請求(④で請求された額に限る。)

④医療機関等から専用請求書に基づき費用請求(42万円まで)

- ・医療機関への直接支払を実施する場合、支払機関と支払委託契約を締結。
- ・支払機関から毎月送られてくる申請書の請求額等をチェックした上で支払額を決定し、支払機関に決定額を振込。
- ・42万円との差額や付加給付があれば、⑧の手続きに応じ、所要額を償還払いする。医療費通知等と併せて通知する等、保険者の実情に応じ、支払決定通知を被保険者等に行う。
- ・支払業務を委託しない場合は、上記の他、支払機関と同様の業務を行う。
- ・被保険者が直接支払を希望しない場合や海外出産した場合等、償還払いの対象となる者について、原則どおり、窓口にて請求を受付。



病院



診療所



助産所

⑦医療機関等へ支払



支払機関(国保連)

※被用者保険分については、保険適用のない出産(正常分娩)の場合は国保連に、帝王切開など保険適用がある出産(異常分娩)は支払基金に医療機関等は請求

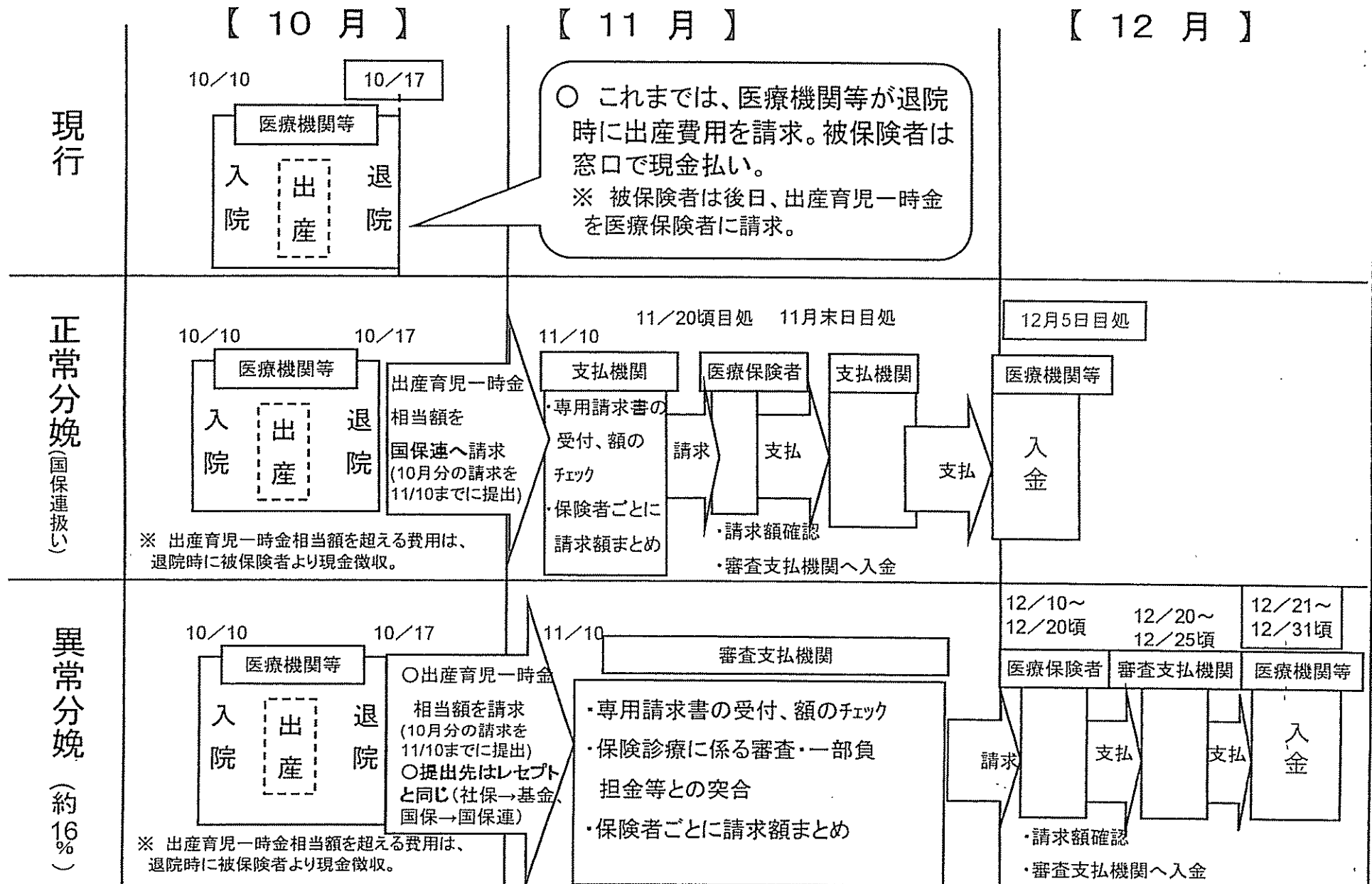
・被保険者等に一時金の医療機関等への直接払いについて説明の上、希望するかを確認。希望者については、「一時金の申請・受取を当該医療機関等に任せる」旨の書面を2通取り交わし、保存する。希望しない者については従来どおり、退院時に出産費用を窓口請求。

・直接払いの場合は、42万円の限度において直接払い専用の申請書を支払機関に提出。(提出は診療報酬×切と同時。医療機関等への入金は、保険診療が伴う異常分娩は診療報酬と同じ。正常分娩は約1ヶ月)。出産費用が一時金上限を超える場合、超えた額は退院時に実費請求。

- ・医療機関等への直接支払を実施する保険者と支払委託契約を締結。(ランニングコストは保険者からの手数料収入)
- ・医療機関等から提出のあった申請書の受付チェック(記載内容、請求限度額等)を行い、各保険者ごとに請求額をとりまとめる。
- ・専用請求書から得られる出産に係る各種データ集計を行う。
- ・一時金支払状況について年報等を取りまとめる。

出産育児一時金等の直接支払制度における医療機関等への入金について

<例:入院期間 10/10~10/17>



各病院等の入院予約時などに妊婦と交わす直接支払制度合意文書の例（参考）

当院では、できるだけ現金でお支払いいただくことなく済むよう、21 年 10 月からはじまった「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことを原則としております。

- 妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金（※）を請求いたします。手続きについて手数料はいただきません。

（※） 家族出産育児一時金、共済の出産費及び家族出産費を含みます。

- 退院時に当院からご請求する費用について、原則 42 万円の一時金の範囲内で、現金等でお支払いいただく必要がなくなります。

- ・ 出産費用が 42 万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
- ・ 出産費用が 42 万円未満で収まった場合は、その差額を医療保険者に請求することができます。

※ 当院が医療保険者から受け取った一時金の額の範囲で、妊婦の方へ一時金の支給があったものとして取り扱われます。

- 帝王切開などの保険診療を行った場合、3 割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの 3 割負担のお支払いにも充てさせていただきます。

- この仕組みを利用なさらず、一時金を医療保険者から受け取りたい場合には、お申し出ください。その場合、出産費用の全額について退院時に現金等でお支払いいただくこととなります。

＜妊婦の方へのお願い＞

- ① 入院時に保険証をご提示ください。また、入院後、保険証が変更された場合には、速やかに変更後の保険証をご提示下さい。

※ 退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せ提示ください（詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください。）

- ② 妊婦健診等により、帝王切開など高額な保険診療が必要とわかった方は、加入されている医療保険者に「限度額適用認定証」等を申請し、お会計の際にご提示下さい。ご提示いただければ、一般に 3 割の窓口負担が「¥80,100＋かかった医療費の 1%」に据え置かれます（所得により異なります）。入院時にお持ちでない方は、退院時までにご入手ください。

限度額適用認定証等をお持ちにならないと請求額が高額になることもありますので、忘れずにお持ち下さい。

~~~~~

以上説明を受け、〇〇〇（保険者名）から支給される一時金について、直接支払制度を利用することに合意いたします。

|           |    |             |   |   |
|-----------|----|-------------|---|---|
| 被保険者（世帯主） | 平成 | 年           | 月 | 日 |
|           | 氏名 | <div></div> |   |   |

医療機関使用欄

（出産予定日） ○/○  
直接支払制度不活用 □



保医発0529002号  
平成21年5月29日

地方厚生（支）局医療指導課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529005号～第0529010号。以下「保険局長通知」という。）が発出され、「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」（別添参照）が定められたところであるが、これに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部を別紙のとおり改正し、平成21年10月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

- 1 別紙1のⅡの第3の2の(13)の表の「24」の次に次のように加える。

| コード | 略号 | 内 容                                                                                                      |
|-----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 25  | 出産 | 平成21年5月29日保発第0529005号から第0529010号までにより定める「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」に基づき、直接支払制度を利用する者の出産に係る診療報酬請求である場合 |

- 2 別紙1のⅡの第3の2の(35)の「ウ」中「健康保険法施行令第42条第2項第4号」を「健康保険法施行令第42条第3項第4号」に、「国民健康保険法施行令第29条の3第3項第4号」を「国民健康保険法施行令第29条の3第4項第4号」に、「同令第14条第5項」を「同令第14条第6項」に改める。

- 3 別紙1のⅡの第3の2の(35)の「エ」中「健康保険法施行令第42条第2項第3号」を「健康保険法施行令第42条第3項第3号」に、「国民健康保険法施行令第29条の3第3項第3号」を「国民健康保険法施行令第29条の3第4項第3号」に改める。

- 4 別紙1のⅡの第3の2の(38)の「テ」の次に次のように加える。

ト 平成21年5月29日保発第0529005号から第0529010号までにより定める「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」（以下単に「実施要領」という。）に基づき直接支払制度を利用する者に関する診療報酬請求であつて、かつ、実施要領に定める専用請求書中「一部負担金等」の欄に記入する金額の一部又は全部に相当する診療報酬請求である場合には、「特記事項」欄に「出産」と記載すること。

- 5 別紙1のⅡの第3の2の(39)の「カ」を次のように改める。

カ その他は、(38)のア、イ、オからセまで及びチと同様であること。

(参考)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部改正について

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                       |    |                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別紙 1                                                                                                                                                                                                                                                        |    |                                                                                                                           |
| Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領                                                                                                                                                                                                                                     |    |                                                                                                                           |
| 第 3 診療報酬明細書の記載要領（様式第 2）                                                                                                                                                                                                                                     |    |                                                                                                                           |
| 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項                                                                                                                                                                                                                                        |    |                                                                                                                           |
| (13)「特記事項」欄について                                                                                                                                                                                                                                             |    |                                                                                                                           |
| 記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。                                                                                                                                                                                                                                   |    |                                                                                                                           |
| なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。                                                                                                                                                                                                                                  |    |                                                                                                                           |
| コード                                                                                                                                                                                                                                                         | 略号 | 内 容                                                                                                                       |
| 2 5                                                                                                                                                                                                                                                         | 出産 | 平成21年 5 月 29 日保発第 0529005 号から第 0529010 号までにより定める「「 <u>出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度</u> 」実施要綱」に基づき、直接支払制度を利用する者の出産に係る診療報酬請求である場合 |
| (35) 「食事・生活療養」欄について                                                                                                                                                                                                                                         |    |                                                                                                                           |
| ア～イ（略）                                                                                                                                                                                                                                                      |    |                                                                                                                           |
| ウ 健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 4 号、国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 4 項第 4 号に掲げる者又は高齢者医療確保法施行令第 15 条第 1 項第 4 号及び同令附則第 6 条第 1 項に掲げる者の場合は、(35)のウの(エ)と同様とする。ただし、高齢者医療確保法施行令第 15 条第 1 項第 4 号に掲げる者のうち、 <u>同令第 14 条第 6 項に規定する老齢福祉年金の受給者であって、かつ、生活療養を受ける者の場合は、「摘要」欄に、「老福」と記載すること。</u> |    |                                                                                                                           |
| エ 健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 3 号、国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 4 項第 3 号及び同令附則第 2 条第 8 項又は高齢者医療確保法施行令第 15 条第 1 項第 3 号及                                                                                                                                                     |    |                                                                                                                           |

| 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                       |    |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------|
| 別紙 1                                                                                                                                                                                                                                                        |    |      |
| Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領                                                                                                                                                                                                                                     |    |      |
| 第 3 診療報酬明細書の記載要領（様式第 2）                                                                                                                                                                                                                                     |    |      |
| 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項                                                                                                                                                                                                                                        |    |      |
| (13)「特記事項」欄について                                                                                                                                                                                                                                             |    |      |
| 記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |
| なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。                                                                                                                                                                                                                                  |    |      |
| コード                                                                                                                                                                                                                                                         | 略号 | 内 容  |
|                                                                                                                                                                                                                                                             |    | (新規) |
| (35) 「食事・生活療養」欄について                                                                                                                                                                                                                                         |    |      |
| ア～イ（略）                                                                                                                                                                                                                                                      |    |      |
| ウ 健康保険法施行令第 42 条第 2 項第 4 号、国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 3 項第 4 号に掲げる者又は高齢者医療確保法施行令第 15 条第 1 項第 4 号及び同令附則第 6 条第 1 項に掲げる者の場合は、(35)のウの(エ)と同様とする。ただし、高齢者医療確保法施行令第 15 条第 1 項第 4 号に掲げる者のうち、 <u>同令第 14 条第 5 項に規定する老齢福祉年金の受給者であって、かつ、生活療養を受ける者の場合は、「摘要」欄に、「老福」と記載すること。</u> |    |      |
| エ 健康保険法施行令第 42 条第 2 項第 3 号、国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 3 項第 3 号及び同令附則第 2 条第 8 項又は高齢者医療確保法施行令第 15 条第 1 項第 3 号及                                                                                                                                                     |    |      |

び同令附則第5条第1項に掲げる者の場合は、(35)のウの(オ)と同様とする。なお、入院日数が90日を超えた場合の特例の対象となる場合は、併せて「3月超」の字句を○で囲むこと。

(38) その他

ア～テ (略)

ト 平成21年5月29日保発第0529005号から第0529010号までにより定める「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下単に「実施要領」という。）に基づき直接支払制度を利用する者に関する診療報酬請求であって、かつ、実施要領に定める専用請求書中「一部負担金等」の欄に記入する金額の一部又は全部に相当する診療報酬請求である場合には、「特記事項」欄に「出産」と記載すること。

(39) 後期高齢者医療におけるその他

ア～オ (略)

カ その他は、(38)のア、イ、オからセまで及びチと同様であること。

び同令附則第5条第1項に掲げる者の場合は、(35)のウの(オ)と同様とする。なお、入院日数が90日を超えた場合の特例の対象となる場合は、併せて「3月超」の字句を○で囲むこと。

(38) その他

ア～テ (略)

(39) 後期高齢者医療におけるその他

ア～オ (略)

カ その他は、(38)のア、イ、オからセまで及びチからテまでと同様であること。

## 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱

## 第1 趣旨

これまで、出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）については、原則として出産後に被保険者等（健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は国民健康保険の世帯主若しくは組合員をいう。以下同じ。）が保険者に申請し、支給される仕組みであったため、一時的に被保険者等が多額の現金を用意する必要が生じていたところであるが、緊急の少子化対策の一環として、安心して出産できる環境を整備するという観点から、その支給方法を見直し、被保険者等が病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）との間に、出産育児一時金等の支給申請及び受取に係る代理契約を締結の上、出産育児一時金等の額を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等の支給申請及び受取を直接保険者で行うことにより、被保険者等があらかじめまとめた現金を用意した上で医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るものである。

## 第2 直接支払制度の運用方法

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下単に「直接支払制度」という。）は、次の2～4に掲げる事務を関係者（医療機関等、支払機関（国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）をいう。以下同じ。）及び保険者）が実施することを通じ、当該医療機関等から被保険者等又はその被扶養者（国民健康保険の世帯主及び組合員以外の被保険者を含む。以下同じ。）に対し請求される出産費用について、保険者が当該医療機関等に対し出産育児一時金等を直接支払うことをその内容とする。

## 1 対象者

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金等の受給権を有する被保険者等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に規定する助産施設において助産の実施を受ける者を除く。）を対象とする。

## 2 出産を取り扱う医療機関等における事務

## (1) 申請・受取に係る代理契約の締結等

医療機関等は、被保険者等又はその被扶養者の出産に関し、当該医療機関等を退院（医師又は助産師の往診による出産の場合にあっては、その医学的管理を離れるときをいう。以下同じ。）するまでの間に、直接支払制度について被保険者等又はその被扶養者に十分に説明した上で、直接支払制度を活用するか意思確認をする。

確認に当たっては、次の①～④に掲げる旨について書面により被保険者等の合意を得るものとする。当該書面は2通作成するものとし、1通は被保険者等又はその被扶養者に手交し、1通は医療機関等において保管する。（医療機関等における保管

期間は、出産育児一時金等の請求に係る消滅時効に照らし、出産日から最低でも2年とする。)

- ① 保険者に対し、被保険者等の名において出産育児一時金等の申請を無償で代わって行う旨並びに申請先となる保険者の名称
- ② 保険者が被保険者等に対して支給する出産育児一時金等の額（42万円（財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。以下「加算対象出産」という。）でない場合にあっては39万円））を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取る旨及び出産育児一時金等の額を超えた出産費用については、別途被保険者等又はその被扶養者が医療機関等の窓口で支払う必要がある旨
- ③ 医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取った額の範囲で、保険者から被保険者等へ出産育児一時金等の支給があったものとみなされる旨
- ④ 現金等で出産費用を医療機関等に即時支払う等の理由により直接支払制度を利用せず、被保険者等が別途従来どおりの方法で出産育児一時金等の支給申請を行うことは、法令上妨げられるものでない旨

なお、被保険者等又はその被扶養者の転院等により、契約を締結した医療機関等において出産がなされなかった場合においては、当該代理契約は無効となり、当該医療機関等は直接支払制度の活用ができない。転院等する先の医療機関等において、直接支払制度の活用を希望する場合は、新たに代理契約を締結する必要がある。

## (2) 入退院時の事務

### ① 被保険者証の窓口提示等

入院（医師又は助産師の往診による出産の場合にあっては、その医学的管理に入るときをいう。以下同じ。）する際に、被保険者証（日雇特例被保険者の受給資格者票又は特別療養費受給票若しくは国民健康保険被保険者資格証明書を含む。以下同じ。）の提示を求めること。

なお、健康保険法（大正11年法律第70号）第106条等の規定に基づき、既に資格を喪失した健康保険等からの出産育児一時金等の支給を希望する者については、現在加入する保険者から発行された被保険者証に併せて別途定める資格喪失等を証明する書類の提示を求めること。

保険医療機関にあっては、妊婦健診などの際の医師の判断により、異常分娩（分娩に係る異常が発生し、鉗子娩出術、吸引娩出術、帝王切開術等の産科手術又は処置等が行われるものをいう。以下同じ。）により、入院、産科手術等が療養の給付（家族療養費を含む。以下同じ。）の対象となる可能性が高いと認められる場合にあっては、あらかじめ被保険者等又はその被扶養者に対し、加入する保険者から限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証を含む。以下同じ。）を入手するよう勧奨されたいこと。また、入院した後に療養の給付

の対象となった場合にあっては、退院時までこれを入手するよう勧奨されたいこと。

② 費用の内訳を記した明細書の交付等

直接支払制度を用いる医療機関等は、要した出産費用について、42万円（加算対象出産でない場合にあっては39万円）を上回るときに限り、当該上回った額について被保険者等又はその被扶養者に退院時に請求する。なお、直接支払制度の利用を希望しなかった被保険者等又はその被扶養者については、医療機関等において出産費用全額の支払いを求めることになる。

要した出産費用については、次のa)～j)に掲げる費用の内訳及びこれに付随するⅠ)及びⅡ)を明らかにした明細書を、退院時に被保険者等又はその被扶養者に手交するものとする。また、当該明細書においては、

- ・ 入院実日数
- ・ 直接支払制度を用いた場合には別紙に定める出産育児一時金代理申請・受取請求書（以下「専用請求書」という。）の内容と相違ない旨
- ・ 直接支払制度を用いていない場合には直接支払制度を用いていない旨を併せて記載するものとする。

- a) 入院料…妊婦に係る室料、食事料。保険診療に係る入院基本料及び入院時食事療養費はこれに含まれない。
- b) 室料差額…妊婦の選定により、差額が必要な室に入院した場合の当該差額。
- c) 分娩介助料…異常分娩時の医師等による介助その他の費用。正常分娩時には「－」（ハイフン）とする。
- d) 分娩料…正常分娩（分娩が療養の給付の対象とならなかった場合）の、医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料。異常分娩時には「－」（ハイフン）とする。
- e) 新生児管理保育料…新生児に係る管理・保育に要した費用をいい、新生児に係る検査・薬剤・処置・手当に要した相当費用を含める。新生児について療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- f) 検査・薬剤料…妊婦（産褥期も含む。）に係る検査・薬剤料をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- g) 処置・手当料…妊婦（産褥期も含む。）に係る医学的処置や乳房ケア、産褥指導等の手当に要した費用をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- h) 産科医療補償制度…産科医療補償制度の掛金相当費用をいう。
- i) その他…文書料、材料費及び医療外費用（お祝い膳等）等、a)～h)に含まれない費用をいう。
- j) 一部負担金等…異常分娩となった場合の一部負担金及び入院時食事療養費の食事療養標準負担額をいう。被保険者等又はその被扶養者より限度額

適用認定証の提示があった場合は、「一部負担金等」として現に窓口で請求することとなる額を記載するものとする。

- I) 妊婦合計負担額…直接支払制度の活用の有無にかかわらず、実際に被保険者等又はその被扶養者に請求することとなる実費をいう。
- II) 代理受取額…直接支払制度により、被保険者等が加入する保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。実費が42万円（加算対象出産でない場合、39万円）の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、超えた場合には42万円又は39万円が記載額となる。

### ③ 専用請求書の支払機関への提出等

直接支払制度を用いる医療機関等は、専用請求書により、原則として被保険者等の加入する保険者ごとに所定事項を記載の上、保険者から支払事務の委託を受けた支払機関に対し、出産後退院した日の属する月の翌月10日までに到達するよう提出する。ただし、一部負担金等との突合の必要性がない正常分娩について退院した日の属する月の10日までに専用請求書を作成できるときは、退院した日の属する月の10日（平成21年10月10日を除く。）までに到達するよう提出することができる。

専用請求書の提出は、光ディスク等によるCSV情報又は紙媒体とする。光ディスク等による提出等に必要な記録条件仕様等は、別に示す。

提出先となる支払機関は、被保険者等の加入する保険者の種別及び正常分娩か異常分娩の別に応じ、次のとおりとする。

- i) 被保険者等の加入する保険が国民健康保険である場合…正常分娩、異常分娩の別を問わず、医療機関等所在地の国保連に提出する。
- ii-a) 被保険者等の加入する保険が国民健康保険以外であり、正常分娩である場合…医療機関等所在地の国保連に提出する。
- ii-b) 被保険者等の加入する保険が国民健康保険以外であり、異常分娩である場合…医療機関等所在地の支払基金に提出する。

## 3 支払機関における事務

### (1) 保険者との支払業務委託契約の締結

支払機関は、各保険者と直接支払に係る業務委託契約を締結する。

### (2) 専用請求書に係る支給要件等確認事務

保険者から支払事務の委託を受けた支払機関は、各医療機関等から提出された専用請求書について、出産数、在胎週数等記載事項の確認を行い、請求額等が適正か否かの確認作業を保険者に代わり行う。

専用請求書の記載内容について支払機関は審査を行うものでなく、記載内容に不備があった場合は、医療機関等に返戻することとなる。

(3) 保険者への請求及び医療機関等への支払事務

支払機関は、(2)の事務に係るとりまとめを行った上で、各保険者に出産育児一時金等の医療機関等への支払いに要する費用の請求を、保険者の体制に応じ、紙媒体又は光ディスク等媒体の送付を通じて行う。

異常分娩に係る専用請求書に係る保険医療機関への支払いは、一部負担金等との突合の必要性等から診療報酬に準じて保険者への請求及び保険医療機関への支払いを行うが、専用請求書の確認等のみで適正な支払を行うことができる正常分娩については、保険者への請求は医療機関等から専用請求書の提出があった月の20日頃、医療機関等への支払いはその翌月の5日頃を目処に行うものとする。

4 保険者における事務

(1) 支払機関からの請求に対する支払い等

支払機関に対し支払事務の委託をした保険者は、3(3)に記すところによりなされる支払機関からの請求について、その内容を確認の上、異常分娩に係る支払いは診療報酬に準じて、正常分娩に係る支払いは支払機関から請求のあった月の末日頃を目処に、それぞれ支払機関に行うものとする。

(2) 医療機関等からの請求額が出産育児一時金等として支給すべき額未満である場合の被保険者等への支払い等

医療機関等が請求した代理受取額が、42万円（加算対象出産でない場合にあっては39万円）未満の場合、これらの額と代理受取額の差額を被保険者等に対し支払うものとする。

この場合において保険者は、被保険者等に対し、差額の支給申請ができる旨のお知らせを、出産育児一時金等の支給決定通知書に併記するなどの方法により、確実にを行うものとする。

なお、差額の支給に当たっては、支払機関より送付される請求明細や専用請求書等を確認することが必須となるが、直接支払制度においては、専用請求書等が保険者に到達するのが出産月から1～2ヶ月後とならざるを得ないため、被保険者等の経済的負担を軽減する現金給付である制度趣旨に照らし、2(2)②に規定する明細書等により、直接支払制度を利用していること及び出産にかかった実費が確認できた場合は、専用請求書の到達を待たずとも、必要に応じ差額の振込先を記した書面の提出を求めること等を通じ、当該差額を被保険者等に早期支給するものとする。

(3) 直接支払制度を利用しなかった被保険者等への対応

直接支払制度を利用しなかった被保険者等に係る出産育児一時金等の支給については、従来の方法により、被保険者等からの申請に基づき支給を行うものとする。

なお、直接支払制度を利用したにもかかわらず、被保険者等が、同一又は他の

保険者に対し従来の方法により出産育児一時金等の支給を重複して申請すること等が考えられるが、出産育児一時金等の早期支給及び二重給付の防止を図る観点から、従来の方法により出産育児一時金等の支給を申請する被保険者等が、既に直接支払制度を利用していないか又は他の保険者に対して重複申請をしていないかを保険者において判断することが可能となるよう、従来の方法による支給申請書に、2（1）に掲げる書面及び2（2）②に規定する明細書を添付するよう、関係省令の整備を行う予定である。保険者は、これらの書類の確認により、適正な保険給付に努められたい。

また、保険者独自の付加給付等、出産を要件とした42万円を超える給付を行っている場合にあっては、当該超える給付に係る専用の申請書を設ける等、保険者の実情に応じ所要の体制整備を図られたい。

### 第3 その他留意事項

- 1 異常分娩に係る出産費用に関し、支払機関において専用請求書に記載された「一部負担金等」記載額との突合を行う必要があるため、直接支払制度を活用する保険医療機関は、当該異常分娩に係る診療報酬明細書について、特記事項に「25 出産」と記載して支払機関に提出すること。なお、これに伴う関係通知の改正については、別途通知する。  
なお、この措置は、レセプトのオンラインによる請求が普及し、異常分娩か否かの識別が診療行為コードの確認を通じて特記事項なしで判断できるようになるまでの暫定的措置である。
- 2 「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」（平成18年8月30日保保発第0830005号）は、本年9月30日をもって廃止する。これに伴う経過措置その他の事項については、別途通知する。
- 3 福祉事業として実施されている出産のために必要な費用に係る資金の貸付けを行っている保険者に対し、被保険者等より貸付けの申込みがあった場合には、直接支払制度の活用の周知・勧奨、被保険者又はその被扶養者が出産を予定している医療機関等への必要な照会等、被保険者等の個別の実情に応じた対応をされたい。
- 4 助産の実施を決定した都道府県又は市町村は、助産施設に出産育児一時金等の直接支払制度の活用はできない旨を連絡するとともに、被保険者等が加入する保険者に対しても、当該被保険者又はその被扶養者が助産の実施を受けるため、助産施設から直接支払制度による請求はできず、被保険者等から従来の方法により申請がなされる旨を連絡するなど、配慮されたい。

